

発達障がい者地域支援マネジャーの配置について

【概要】

自閉症等の発達障がい児(者)に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がい児(者)やその家族等への相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供等や関係機関との連携を行う機関として整備されている発達障がい者支援センター内に、発達障がいに対する地域相談・支援強化のため発達障がい者地域支援マネジャー(以下「地域支援マネジャー」という)の配置を行い、地域支援マネジャーとしてより活動しやすくするもの。

【配置時期】

令和2年7月

【地域支援マネジャーの役割】

- (1) 障害福祉サービス事業所等が抱える困難ケース等に対する訪問支援(相談支援・技術支援)及びその他必要な支援や助言等を行う
- (2) 地域において発達障がい児(者)の特性に沿った対応ができるよう関係機関等との連携を図り、地域における総合的な支援体制整備への必要な相談、助言等を行う。

【地域支援マネジャーとなる者】

- (1) 発達障がい児(者)の支援に相当の経験及び知識を有している社会福祉士等
- (2) (1)と同等と市長が認める者
- (3) (1)または(2)の者であって、関係機関の連携に必要な連絡、調整、助言等を総合的に行うことができる者

※発達障がい者支援センターに配置されている職員のうち、上記内容を満たす者を、地域支援マネジャーとして配置するもの

※地域支援マネジャーの定義は、地域生活支援実施要綱に定める事業の実施のうち、発達障害者支援体制整備事業実施要領に基づくもの

【配置人数】

1～2名程度